

議案第85号

三朝町災害遺児手当支給条例の一部改正について

次のとおり三朝町災害遺児手当支給条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年9月10日

三朝町長 吉田秀光

三朝町条例第 号

三朝町災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例

三朝町災害遺児手当支給条例(昭和47年三朝町条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「災害遺児」とは、義務教育終了前の児童(15歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続き中学校又は<u>特別支援学校</u>の中等部に在学する児童を含む。)で町内に住所を有するもののうち、その養育者が天災又は交通事故、海難その他の事故(以下「災害」という。)により死亡し、又は障害の状態(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)別表第2に定める程度の障害の状態をいう。以下同じ。)となったもの(夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が災害により死亡し、又は障害の状態となった当時胎児であった子が生まれた場合における当該子を含む。)をいう。</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「災害遺児」とは、義務教育終了前の児童(15歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続き中学校又は<u>盲学校、聾学校若しくは養護学校</u>の中等部に在学する児童を含む。)で町内に住所を有するもののうち、その養育者が天災又は交通事故、海難その他の事故(以下「災害」という。)により死亡し、又は障害の状態(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)別表第2に定める程度の障害の状態をいう。以下同じ。)となったもの(夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が災害により死亡し、又は障害の状態となった当時胎児であった子が生まれた場合における当該子を含む。)をいう。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。